

公表日：2026 年 7 月 3 日
社会福祉法人 大田幸陽会

男女の賃金の差異に関する実績

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	89.2%
正規職員	92.6%
非正規職員	91.8%

<説明>

対 象 期 間：令和 7 年事業年度

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正 規 職 員：期間の定めがないフルタイム勤務の労働者で、役員を除く。

非正規職員：非常勤、嘱託、再雇用、登録ヘルパーを含み、嘱託医を除く。

※非正規職員の賃金算出：正規雇用労働者の所定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）をベースとした「常勤換算人員数」を用いて平均年間賃金を算出しています。

※前年度からの変更点：昨年度（令和 6 年度実績）の公表においては非正規雇用労働者の人員数を「実人数（頭数）」で計算しておりましたが、より実態に即した比較を行うため、今年度（令和 7 年度実績）より上記の通り「常勤換算値」による計算方法へと変更いたしました。そのため、昨年度の公表数値と単純な比較をすることはできません。

※賃金体系に性別による区分や差異は設けておりません。非正規職員について今回差異が約 90%となったのは、男女の平均勤続年数の違い(再雇用職員等)が主な要因と思われます。